

## 令和6年度第2回鈴鹿市入札監視委員会 会議録概要

日時 令和7年2月14日（金）

14時00分～15時40分

場所 鈴鹿市役所10階 入札室

### 出席者

#### ● 鈴鹿市入札監視委員 4名

酒井委員、山田委員、中森委員、古市委員

#### ● 入札監視委員会事務局 7名

技術統括監、技術監理契約課（課長、契約GL、グループ員）

上下水道局経営企画課（課長、総務GL）

### 【開会】

#### ● 技術統括監挨拶

#### ● 会長挨拶

### 【議事】（発言者：□委員，○事務局）

#### 1 令和6年度制度改正について

資料に基づき事務局から説明

##### 【質疑】

- 入札不調となった案件について、理由は何か。また、その理由を受けて改善していることはあるのか。
- 令和5年度であれば、業種が建築や建物設備に関するもので、現場代理人の工事毎の専任が求められることによる不調。今後、兼任ができる条件の検討に向けて取組んでいる。  
上下水道局については、そのような業種についての不調案件はない。
- 建設業法で現場代理人の専任が定められているのか。
- 鈴鹿市では契約において、現場代理人の専任を求めている。

#### 2 令和6年度上半期入札結果の統計について

資料に基づき事務局から説明

##### 【質疑】

- 上水道工事については、現状も総合評価落札方式を実施していないのか。
- 実施に向けて、前向きに調査検討を行っている。

#### 3 抽出案件の審議

資料に基づき事務局から説明

##### 【質疑】

・市長部局

#### 市役所本館中央監視装置改修工事（電気通信工事／一般競争入札）

- 本工事は、一部入替えか、全部入替えかどちらなのか。また、元々の装置を設置した業者は、

応札しているのか。

- 一部入替え。応札しているが、入札の結果、落札はしていない。
- 今後は、2者の装置が併用されることになるが、問題は生じないのか。
- 人間で例えると、手足の部分に既設の装置を使用し、頭脳の部分に入替えた装置を使用し組合せることになる。使用するメーカーが異なることについての支障については、事前に行った聴き取りや実績で問題はないことを確認している。
- 装置更新後のメンテナンス業務は、今回落札した業者が行うのか、または改めて入札を行うのか。
- 今回落札した業者が行う。見積書を取って内容を精査し随意契約を行う予定。
- 入札参加条件は、特に求めているので地域要件は全国になるのか。また、全国であって2者のみの応札か。
- 全国。実績確認をすると他業者もあるが結果的に応札したのは2者であった。

#### 金沢排水区雨水幹線整備工事（土木一式工事／一般競争入札（総合評価））

- 価格以外の評価項目に、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の有無とあるが、法定人数の達成と捉えるのか。
- 応札のあった2者は法律で定めた従業員数に達していない業者であるが、障害者雇用の有無で加点している。
- 障害者雇用による加点についての表現を見直すべきだと考える。
- わかりました。
- 価格以外の評価項目の労働・障害に加点があるが内訳はどのようなになっているのか。
- 1点の業者は、障害者雇用有で0.5点と労働安全衛生マネジメント認証取得有で0.5点の加点となっている。0.5点の業者は、労働安全衛生マネジメント認証取得有の加点。
- 2者しか応札がなかった要因は考えられるか。
- 本工事箇所に橋梁があり、それを撤去し新たに橋梁を設置する必要があるため外部発注を要するためではないかと推測される。
- 低入札価格調査で手持ち工事量が1件とあり、評価点が5点配点されているがなぜか。
- 価格以外の評価項目の手持ち工事量は、契約金額が2,500万円以上の工事を対象としており、低入札価格調査の手持ち工事1件は対象外の工事と考えられる。
- 工事内容について、実績確認をしているのか。
- コリンズによって確認している。
- 低入札価格調査を経て落札決定しているが、予定価格は事前公表されているので応札者は調査になることは承知だと思うが、入札日から調査日まで約1か月を要しているがそれだけの期間が必要なのか。
- まず、調査開始の審議を行い、審議を受けて調査委員を選定し行う。また、調査結果報告を作成するための時間も要する。
- 工期がある中で調査期間に1か月を要し、着工が遅れることになるが大丈夫なのか。
- 総合評価落札方式にかかる入札については、契約締結までに約3か月かかることもないと発注課も認識しており、必要工期から逆算して設定している。

#### 鈴鹿市クリーンセンター整備事業 設計・施工モニタリング業務委託（土木・廃棄物／随意契約）

- ☐ 建設工事、アドバイザー業務及びモニタリング業務それぞれの受注業者はどこか。
- ☐ 建設工事は JV を結成し、JFE・西城・浜村特定建設工事共同企業体が行っている。維持管理業務は、新たな会社を設立している。入札をするにあたり、要求水準書や業者選定のため評価項目についてアドバイザー業務を行ったのが、本業務の受注業者。
- ☐ JV はプロポーザル方式による選定か。
- ☐ はい。

・上下水道局

**高岡配水本管布設工事 1 - 1 工区（土木一式工事／一般競争入札）**

- ☐ 入札参加できる地域要件の記載がないがなぜか。
- ☐ 上水道工事の発注は、基本的には市内となるためそのような記載はない。
- ☐ 17 者応札しているが、A 等級全ての業者数か。
- ☐ A 等級は 20 者前後ある。

**鈴鹿市公共下水道施設ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託（土木関係コンサルタント／一般競争入札）**

- ☐ ウォーターPPP とは何か。
- ☐ 上下水道事業について、維持管理業務等を包括的に官民連携により実施するもので全国的に行われている。
- ☐ 本案件は、下水道管の維持管理業務の民間委託が有効か検証を委託するものか。
- ☐ 下水道施設の委託についてです。
- ☐ 工事概要に、現状分析・課題の洗い出しとあるが、入札ではなく提案型の業者選定は行わないのか。
- ☐ ウォーターPPP 導入可能性調査については、定型的なもので、ある程度の仕様が決まっており提案できる部分が少ないが、その後、PPP 導入となった時には提案型の業者選定を行う予定。
- ☐ 本案件は、下水道管を地上から電波を飛ばして行うものか。
- ☐ 業務内容は検討中であるが、主にはテレビカメラ調査や目視調査の予定。内容的には、下水道管の清掃、通常の維持管理業務や将来的な更新計画など包括的な内容となる。
- ☐ 2 者応札あるが、対象業者はあまりないのか。
- ☐ 参加資格のある業者は多数あると思うが、実際に応札してきた業者は 2 者。

**南部汚水幹線下水管推進工事（土木一式工事／一般競争入札（総合評価））**

- ☐ 価格以外の評価点について、審議案件 2 件目の落札業者と同業者の低入防止について減点されていないがなぜか。
- ☐ 開札日時点、低入札価格調査中で低入札価格による落札決定前であることを確認している。
- ☐ 低入札価格調査結果の中で、下請予定業者及び資材購入先について、互いの信頼関係があると報告されているが、信頼関係について客観的にどのように判断したのか。
- ☐ まずは、取引実勢について支払いに滞りが無いこと等を要素として判断している。
- ☐ 請負業者と下請け業者との関係は、予め決まっているのか。
- ☐ 下水管推進工事は、市内に施工できる業者は限られているため過去の実績からおおよその関係

性は推測できる。

#### 4 その他

- ・ 次回の委員会の開催は、例年どおりの開催であれば令和 7 年 8 月頃を予定している。
- ・ 次回の審議案件抽出を山田委員に依頼。

【閉会】

●会長挨拶

以上